

介護職員の資格取得を応援！

令和6年度

豊島区では、介護の仕事を始めたい方、キャリアアップしたい方を応援するため、介護職員の資格取得費用の一部を助成します

介護福祉士

受験手数料・登録手数料全額助成

介護福祉専門職の介護に関する国家資格です。

介護職員実務者研修

受講料最大10万円助成

初任者研修よりもワンランク上の研修です。サービス提供責任者になることができます。また、介護福祉士試験を受けることができます。学習時間は450時間（初任者研修を修了した方は320時間）です。

介護職員初任者研修

受講料最大8万円助成

訪問介護事業所の職員として、身体介護を行うことができます。学習時間は130時間（生活援助従事者研修を修了した方は71時間）です。

生活援助従事者研修

受講料最大5万円助成

訪問介護事業所の職員として、掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助を行うことができます。学習時間は初任者研修の約半分の59時間です。

※資格取得費用は、ご本人が一度全額負担する必要があります。その後、申請を受け豊島区が助成金を支払います。

申請方法、詳細な要件、必要書類等は裏面のほか、区ホームページでご確認ください。

豊島区役所 介護保険課 管理グループ 03-3981-1942(直通)

ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>



費用助成の要件は以下のとおりです。

介護福祉士の受験手数料・登録手数料助成

- 介護福祉士試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けていること。
- 介護福祉士登録後、3か月以内に区内介護サービス事業所に勤務し、3か月以上（かつ通算45日以上）就労していること。または区内事業所に既に就労しており、介護福祉士登録後も当該事業所に3か月以上（かつ通算45日以上）就労していること。
- 他の制度による助成を受けていないこと。

介護職員実務者研修の受講料助成

- 実務者研修を修了していること。
- 実務者研修受講修了後、3か月以内に区内介護サービス事業所に勤務し、3か月以上（かつ通算45日以上）就労していること。または区内事業所に既に就労しており、実務者研修受講修了後も当該事業所に3か月以上（かつ通算45日以上）就労していること。
- 他の制度による助成を受けていないこと。

介護職員初任者研修の受講料助成

- 初任者研修を修了していること。
- 初任者研修受講修了後、3か月以内に区内介護サービス事業所に勤務し、3か月以上就労が継続していること。または区内事業所に既に就労しており、介護職員初任者研修受講修了後も当該事業所に3か月以上就労していること。
（登録ヘルパーの場合、就労時間が45時間を超えていること。）
- 他の制度による助成を受けていないこと。

生活援助従事者研修の受講料助成

- 令和2年4月1日以降に生活援助従事者研修を修了していること。
- 生活援助従事者研修受講修了後、3か月以内に区内介護サービス事業所に勤務し、3か月以上就労が継続していること。または区内事業所に既に就労しており、生活援助従事者研修受講修了後も当該事業所に3か月以上就労していること。
（登録ヘルパーの場合、就労時間が45時間を超えていること。）
- 他の制度による助成を受けていないこと。

※申請期限は上記の要件を満たした日の属する月の翌月から**6か月以内**です。

※申請にあたっては、**受講費の領収書（原本）**が必要になりますので受講修了後も保管するようお願いいたします。